

- 関係町村及び避難先市町村から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、北海道は、「災害時における物資の供給に関する協定」等を民間企業等と締結。

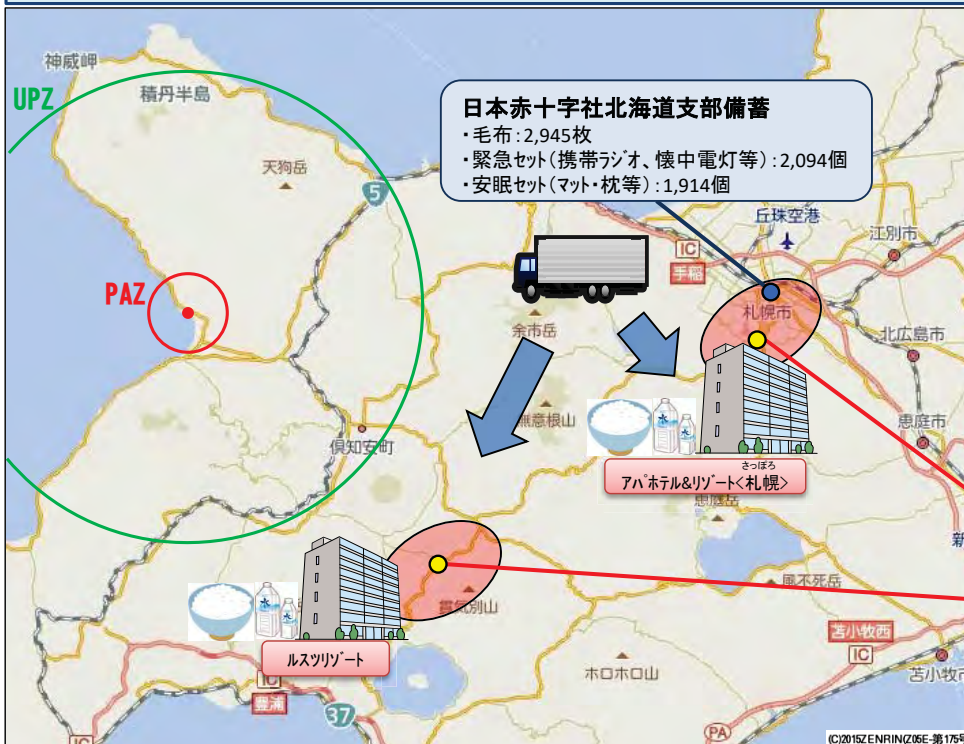
災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

| 協定の種類 | 内容 | 締結民間企業等 |
|-----------------------------------|--|--|
| 災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定等 | 災害時における応急生活物資の供給等 | 北海道生活協同組合連合会、北海道コ・コーポロトリング(株)、(株)セicom、(株)ローソン、(株)セブンイレブン・ジャパン、(株)イトーヨーカ堂、サントリーフーズ(株)、イオン北海道(株)、DCMホームック(株)、日糧製パン(株)、(株)北海道ファミリーマート、(株)ファミリーマート、NPO法人コムリ災害対策センター、コストコホールセールジャパン(株)、東日本段ボール工業組合 |
| 災害時における帰宅者支援に関する協定 | 災害時における帰宅困難者への情報提供等 | (株)壱番屋、(株)セブンイレブン・ジャパン、(株)北海道ファミリーマート、(株)モスフードサービス、(株)ローソン、(株)ダイキン |
| 災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定等 | 災害発生時における緊急・救援物資等輸送 | (公社)北海道トラック協会、北海道旅客船協会、北海道地区レンタカー協会連合会、全日本空輸(株)、日本航空(株)、(株)ジェイエア、日本内航海運組合総連合会、(株)AIRDO |
| 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 | 大規模災害時において、緊急車両や災害対策上重要な施設等への優先給油及び被災者や帰宅困難者等への情報提供等 | 北海道石油業協同組合連合会 |

91

PAZ内避難時の物資備蓄・供給体制

- PAZ内からの避難住民約2,800人の受入れ時には、避難先であるホテルから避難生活に必要な生活物資の提供を受けるとともに、北海道と災害時協定を締結している指定業者等からの流通備蓄と受入先自治体による備蓄のほか、日本赤十字社北海道支部に備蓄された物資(生活用品等)を、北海道トラック協会等の協力を得て、一時滞在場所及び避難先に搬送する。
- 北海道及び関係町村が備蓄している物資が不足する場合、北海道から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。



北海道の協定による流通備蓄
(食料品、飲料水、日用品、衣料品等)

| | 協定の種類 | 内容 |
|-----|---------------------------|-------------------|
| 北海道 | 災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定等 | 災害時における応急生活物資の供給等 |

PAZ住民避難先

| 避難元町村名 | 避難先施設名 | 避難受入人数 |
|------------|----------------|--------|
| とまりむら泊村 | アパホテル&リゾート<札幌> | 1,380人 |
| きょうわちよう共和町 | ルスツリゾート | 1,412人 |
| 合計 | | 2,792人 |

※物資備蓄数については、H29.3.31現在。

92

- 物資供給の迅速性を高めるため、新千歳空港、丘珠空港、苫小牧港等の周辺に、国等からの物資を集積する物資集積拠点地域を設定。物資集積拠点地域において、地域のニーズ等を踏まえて必要な食料や物資を分別し、住民の避難先や一時集結拠点に輸送。
- 一時集結拠点では、物資集積拠点地域から輸送された物資をもとに、地域住民の状況を踏まえて物資を供給。あわせて、地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行う。
- 物資集積拠点地域・一時集結拠点は、必要に応じて防災業務関係者への災害関係情報の提供拠点としても活用。
- 物流専門家の派遣について、協定事業者等に要請し、より効率的に物資を供給。



物資集積拠点地域
(小樽港・石狩湾新港・丘珠空港・新千歳空港、苫小牧港、室蘭港周辺地域の4地域)
 ・避難・屋内退避住民に対する政府の供給食料・物資の集積
 ・ボランティア団体等による食料・物資の集積
 ・緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材の集積
 ・避難住民への食料・物資の供給
 ・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報)等

一時集結拠点
(後志地域の7拠点)
 ・屋内退避住民への食料・物資の供給
 ・緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材の供給
 ・地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請
 ・原子力災害対策重点地域への入域に必要な情報提供等
 ・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報)等

物流専門家の派遣
 ・協定事業者から道災害対策本部や物資集積拠点に派遣
 ・物資の保管や、荷さばき等に対する助言・指導

原子力事業者による生活物資の支援体制

- 北海道電力では、災害時に放射線防護施設での屋内退避が3日を超える事態となった場合に備え、放射線防護施設での屋内退避で必要となる4日分の生活物資を本店等に備蓄し、放射線防護施設へ生活物資を支援する備蓄体制を整備。
- 万が一不足等が生じた場合は、必要に応じて流通物資を活用し生活物資の確保に努める。
- 物資等の輸送に関しては、北海道電力が原子力災害発生時に備えて、日常から物流業務を委託している民間業者と締結した資機材運送の協力に関する協定を活用する。

生活物資の備蓄状況

| | 食料品(食) | 飲料水(リットル) |
|----|--------|-----------|
| 合計 | 27,000 | 18,000 |

※H29.9月時点。
 ※物資の供給は、北海道からの要請に基づき、本店等に備蓄されている物資を総合的に運用のうえ、要請に対応。
 ※上記備蓄数でも不足する場合は、必要に応じて流通物資を活用して生活物資の確保に努める。

災害時における物資の輸送に関する協定等の締結状況

| 協定の種類 | 内容 | 締結民間企業等 |
|----------------------------|----------|---------|
| 原子力災害発生時における資機材運送の協力に関する協定 | 資機材運送の協力 | 民間業者 |

